

印

差 押 債 権 目 録

金_____円

ただし、債務者が第三債務者独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対して有する下記郵便貯金債権及び同郵便貯金に対する預入日から本命令送達時まで既に発生した利息債権（株式会社ゆうちょ銀行仙台貯金事務センター扱い）にして、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで。

記

- 1 差押えのない郵便貯金と差押えのある郵便貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 担保権の設定されている郵便貯金とされていない郵便貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 担保権の設定されていないもの
 - (2) 担保権の設定されているもの
- 3 数種の郵便貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期郵便貯金（預入期間が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (2) 定額郵便貯金（預入の日から起算して10年が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (3) 積立郵便貯金（据置期間が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (4) 教育積立郵便貯金（据置期間の経過後4年が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (5) 住宅積立郵便貯金（据置期間の経過後2年が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (6) 通常郵便貯金（(1)から(5)までの所定期間経過後の通常郵便貯金を除く。）
- 4 同種の郵便貯金が数口あるときは、記号番号の若い順序による。

なお、記号番号が同一の郵便貯金が数口あるときは、郵便貯金に付せられた番号の若い順序による。